

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年3月31日

徳島市監査委員 尾田正則
同 藤原 晃
同 須見 矩明
同 井上 武

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

危機管理局 危機管理課、防災対策課

2 対象期間等

令和6年4月1日から令和6年12月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

令和7年1月17日から令和7年3月26日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、徳島市監査基準に準拠し、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

危機管理局における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項について、必要な措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項（指摘事項）

指摘事項件数一覧表

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理	手当・その他	指定管理	合計
危機管理課	1						1
防災対策課							
合計	1						1

○危機管理課

収入事務

1 調定すべき年度が誤っているものがあった。

- ・徳島市住民税非課税世帯等臨時特別給付金に係る返還金（令和5年度調定分）

当該返還金は、令和3年度及び令和4年度に発生した返還金であって、令和5年度時点で、過年度の未収金として調定し、納入通知を送付していたところ、令和6年4月2日に徳島市へ入金された。過年度未収金であるため、令和6年3月31日までに徳島市に収納されていないことから、令和6年度の歳入として扱い、滞納繰越分として令和6年度繰越調定とすべきであったが、令和5年度の収入として扱われ、繰越調定がされていなかった。

関係法令に基づき、適正な事務処理を実施されたい。